

2011年3月29日

2011年度4月期生各位
関係者各位

(財)日本語教育振興協会兵庫地区維持会員校

兵庫県下の日本語教育機関における2011年度4月期生の納付金返還について

兵庫県下の日本語教育機関に2011年度4月期生として入学手続きを行った留学生のうち、この度の東北地方太平洋沖地震の影響で入学辞退をする留学生については、(財)日本語教育振興協会の「日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン(2003年6月11日制定)」(添付資料参照)にある「八、納付金」の納付金返還規定にかかわらず、特例措置として以下のように返還を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、返還を希望する留学生は、特例措置を実施する学校のリストをご参照の上、各校に直接、お問い合わせください。

記

1. 入学金、授業料、施設設備費等の納付金を返還する。
2. 振込み手数料は受取人払いとする。
3. 出願選考料はガイドラインの規定に従う。
4. 納付金特例措置実施校一覧(2011年3月29日現在。認定番号順)

神戸 YMCA 学院専門学校日本語科
国際語学学院
コミュニケーション学院
秀明神戸国際学院
神戸 YMCA 日本語学校
尼崎国際日本語学校
予備校創学ゼミナール外国人特別進学コース
神戸住吉国際日本語学校
姫路 YMCA 日本語学校
神戸東国際学院
神戸ワールド学院
大阪教育学院
神戸東洋日本語学院
春日日本語学院
神戸電子専門学校日本語学科
神戸日本語学院
KIJ 語学院
神戸外語教育学院

添付資料

「日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン」日本語版
英語、中国語、韓国語版は、<http://www.nisshinkyoo.org/>をご参照ください。

以上